

退職後の医療保険（健康保険）制度について

よくある質問等につきまして、「Q & A」を掲載しています。手続き等と合わせて「Q & A」も必ずお読みください。



1 退職時の留意点

(1) 組合員証等について

在職中の医療保険制度は、地方公務員等共済組合法の適用を受け公立学校共済組合に所属していましたが、退職日の翌日から、公立学校共済組合員の組合員資格が喪失するため、**今まで使用していた組合員証等は使用できなくなります。**

日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっているため、国内に居住する方は何らかの公的医療保険に加入することになっています。

したがって、退職後はご自身で医療保険制度の加入手続きが必要となります。

(2) 組合員証等の返納について

現在お持ちの組合員証等（共済組合が交付したすべての証）は、退職後は使用できませんので、下表を参照のうえ返納してください。



令和5年4月1日～		
引き続き組合員となる場合	ア 再任用フルタイム勤務職員となる方 イ 再任用短時間勤務職員（週20時間以上の勤務）となる方 ウ 任期付職員となる方（注1） エ 臨時的任用職員となる方（注1） オ 会計年度任用職員（注2）となる方 （注1）2か月以内の任用期間の場合、組合員とまらない場合があります。任用についてはご自身で勤務先へお問い合わせください。 （注2）勤務先により引き続き組合員とまらない場合があります。ご自身で勤務先へお問い合わせください。	現在お持ちの組合員証等をそのまま使用してください。 ただし、扶養手当が除外となる被扶養者については認定種別切替が必要です。
	他の都道府県で公立学校共済組合の組合員となる方	現在お持ちの組合員証等を他の都道府県の公立学校共済組合へ提出してください。
引き続き組合員とならない場合	上記以外の方	現在お持ちの組合員証等は、令和5年4月6日（木）までに退職時の所属所へ返納してください。 ※所属所で書類と併せて共済組合へ返納することとしていますので、直接共済組合へ送付しないでください。

(3) 組合員証等に係る注意事項

- ・退職日の翌日以降、医療機関（薬局・整骨院等含む）を受診する際は、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。
- ・退職日の翌日以降、誤って資格喪失後の共済組合の組合員証（被扶養者証）を使用した場合は、**共済組合が負担した医療費（7割～8割）を返還していただきます。**
- ・退職後、新しい健康保険証がお手元に届く前に受診する場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。原則として医療機関の窓口では一旦医療費の全額をご負担いただき、後日新しい健康保険組合へ請求手続きをすることで、給付を受けることができます。

(4) 短期給付振込口座について

組合員及び被扶養者が医療機関を受診し、共済組合から給付が発生した場合、通常3～4か月後に組合員の本人口座へ振込みます。そのため、**短期給付振込口座は、退職後4～5か月間は解約されないようお願いいたします。**短期給付振込口座を変更される場合は、ご連絡ください。

2 組合員資格喪失後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的收入に該当し、ほかの医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

手続きの際は請求書等の提出が必要です。なお、他の保険者（共済組合等）から同様の給付が受けられる場合、下記の給付はありません。

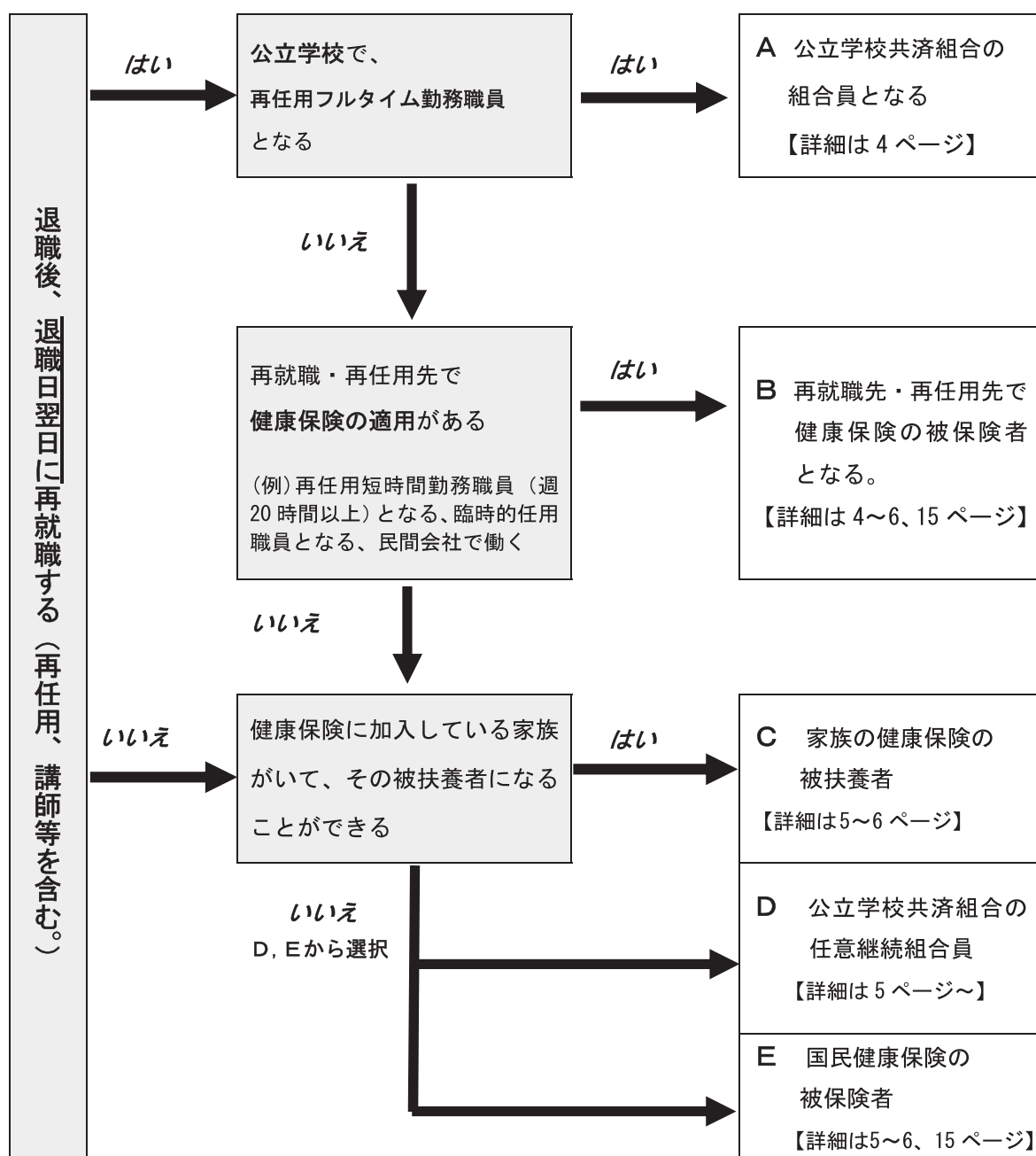
給付の種類	給 付 の 事 由	給 付 額
出 産 費	引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき	420,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は408,000円)
埋 葬 料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円
傷病手当金	退職日時点で支給要件を満たしている方	標準報酬月額により決定
出産手当金	退職日前後に出産（予定）の方	標準報酬月額により決定

※詳しくは、**公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>(手引3) 短期給付**をご覧ください。

3 退職後の医療保険制度について

退職後に加入する制度は、下図のとおり、退職後の状況により異なります。

(※) どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割。



再就職しない・再就職先で健康保険の適用がない場合は、
3つの医療保険（C, D, E）から自分に合ったものを選びましょう。

A. 公立学校のフルタイム勤務の再任用職員となる。

医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。 ・返納不要です。 ・職員番号が変更されますが、組合員証番号は変更となりません。(組合員証記載の番号が共済組合員証番号です。)
扶養家族	現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。 ただし、扶養手当が支給されている被扶養者については、4月以降に種別切替手続きが必要です。(詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。)

B. 健康保険制度の適用がある再就職をする。(下記表①～③により手続きが異なります。)

①	・週20時間以上勤務の再任用短時間勤務職員となる ・任期付職員となる(注:2か月を超える雇用が見込まれる場合) ・臨時的任用職員となる(注:2か月を超える雇用が見込まれる場合)
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。 ・返納不要です。 ・職員番号が変更されますが、組合員証番号は変更となりません。(組合員証記載の番号が共済組合員証番号です。)
扶養家族	現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。 ただし、扶養手当が支給されている被扶養者については、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。(詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。)

②	・ 会計年度任用職員となる	
！ 注意事項 ！	会計年度任用職員の加入する健康保険制度は、勤務先により異なります。 ご自身で勤務予定先にご確認ください。	
医 療 保 険 の 加 入 先	公立学校共済組合高知支部	左記以外
組 合 員 証 等	お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。 ・ 返納不要です。組合員証番号は変更となりません。	退職時の所属所へ 4 月 6 日までに返納してください。 退職日以降は使用できません。
扶 養 家 族	現在認定されている被扶養者について、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。ただし、 4 月以降、扶養手当が支給されなくなる被扶養者については、4 月以降に認定種別切替手続きが必要です。（詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。）	組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。扶養の要件が引き続き場合は、再就職先で手続きをしてください。 公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（様式コーナー：様式 4）を提出してください。

③	上記①、②以外の方
医療保険の加入先・問い合わせ先	就職先の健康保険に加入。 健康保険制度の適用の有無については、 再就職先へご自身でご確認ください。
組合員証等	退職時の所属所へ4月6日までに返納してください。 退職日以降は使用できません。
扶養家族	組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。 扶養の要件が引き続き場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（様式コーナー：様式4）を提出してください。

C. 家族が加入している健康保険の被扶養者となる

健康保険の加入先・問い合わせ先	家族が加入している健康保険 被扶養者の認定基準は健康保険制度によって違いがあります。
組合員証等	退職時の所属所へ4月6日までに返納してください。 退職日以降は使用できません。
その他	公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（様式コーナー：様式4）を提出してください。（3月下旬以降にご自宅へ送付します。）

D. 共済組合の任意継続組合員

健康保険の加入先	公立学校共済組合高知支部 加入手続き等の詳細は7ページ以降をご覧ください。
組合員証等	退職時の所属所へ4月6日までに返納してください。 退職日以降は使用できません。 任意継続組合員の加入手続きが完了した方へ、 任意継続組合員証等 を交付します。
扶養家族	退職日まで認定されている被扶養者の要件が引き続き場合には、任意継続組合員の被扶養者となります。 （就職などで認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書へ記載してください。）

E. 国民健康保険

健康保険の加入先・問い合わせ先	お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口
組合員証等	退職時の所属所へ4月6日までに返納してください。 退職日以降は使用できません。
手続きについて	お住いの市区町村の国民健康保険にて手続きを行います。加入の際は、公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要となるため、資格喪失証明書交付申請書（様式コーナー：様式4）を提出してください。（3月下旬以降にご自宅へ送付します。）

医療保険	C 家族の健康保険の被扶養者	D 公立学校共済組合の任意継続組合員 【詳細は7ページ以降】	E 国民健康保険の被保険者 【詳細は15～16ページ】
加入要件・手続き	●被扶養者となるための要件が（収入額等）あります。 ●家族の勤務先にご自身でご確認ください。	●<u>退職日の前日までに引き続き1年以上</u>組合員期間があること。（組合員期間が退職日までに1年と1日以上必要） ●退職日から20日以内に、任意継続組合員申出書の提出及び初回の掛金払込を完了すること。	●お住いの市区町村の国民健康保険担当課へ申請。 ●必要書類等は事前にご自身でご確認ください。
保険料・掛金	被扶養者は保険料負担なし（被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の掛金のみ。）	【参考】 R4年度の最高額（年額） 短期：458,544円 介護：40～65歳未満のみ 86,784円	前年の収入等をもとに算定され、市区町村により保険料は異なります。 【参考】 R4年度高知市 最高額 年額 99万円
比較のポイント	退職後の収入が無いまたは少ない場合は適しています。	●被扶養者の認定要件についても在職中と同じです。 ●年度途中でも脱退可能です。（再加入の場合は、加入要件を満たす必要があります。） ●加入後2年目は、再度国民健康保険と比較し、国保への切替が可能です。	前年の収入等をもとに保険料が計算されるため、退職後1年目は任意継続掛金より高額になることが多いです。 （前年中に収入等が少ない場合等は、任意継続に加入するより保険料負担が軽減されることがあります。）



どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。

ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。